

重点戦略の工程表(およその見通し)

重点戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度～平成27年度
<p>◆ 文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、事業収支が支援額に影響しない仕組みなど、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や、年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。</p>	<p>●文化芸術団体の創造発信への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公演自体の収支が支援額に影響しない新たな支援の仕組み(支援対象を公演以前の芸術創造活動に限定)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 	
<p>◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。</p>	<p>●審査、事後評価、調査研究等に係る新たな仕組みの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試行的な取組開始 (専門家(PD, PO)を配置し、審査方針・評価方針の策定、審査会の運営、事後評価の実施、現地調査等を実施。当面、音楽・舞踊の2分野での試行を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・試行的な取組の成果と課題を検証 ・検証結果を踏まえ、本格的導入 	
<p>◆ 地域の核となる文化芸術拠点において、優れた文化芸術が創造され、国内外に発信されるよう、その活動への支援を充実する。</p>	<p>●劇場、音楽堂からの創造発信への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場、音楽堂の企画力・創造力及び海外発信力強化のための支援の充実 (我が国を代表する劇場、音楽堂、地域のリーダー的役割を担う劇場、音楽堂を支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 	
<p>◆ 現在、法的基盤のない劇場、音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするために、劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める。</p>	<p>●法的基盤の整備について具体的検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場、音楽堂等の現状と課題について整理するとともに、果たすべき役割や機能、運営に必要な人材、管理や運営の在り方、国の関わり方等について検討 		
<p>◆ 国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入するとともに、適切な制度運用を図る。</p>	<p>●美術品政府補償制度の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> (適切な制度の運用) 	
<p>◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法(税制上の措置を含む。)の検討を通じて、民間(企業、団体、個人等)が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに、NPO等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。</p>	<p>●寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制等について検討</p> <p>●文化芸術創造都市の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内ネットワークの強化 ・モデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外都市とのネットワーク化 ・モデル事業の効果を検証した上で発展的な事業展開を検討 	
<p>◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。</p>	<p>●国立文化施設等について、柔軟かつ効果的な運営の仕組みを検討、整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> (適切な運用) 	

重点戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度～平成27年度
<p>◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、◆ 顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 新進芸術家やクリエイターの海外研修と発表の機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の海外研修生のフォローアップ ● メディア芸術祭 <ul style="list-style-type: none"> ・新人賞の創設 		<ul style="list-style-type: none"> ・検証を踏まえた事業の改善
<p>◆ 雇用の増大を図ることも念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● アートマネジメント人材、舞台技術者等の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・劇場、音楽堂を支える人材の研修 ● 博物館の管理・運営に関する研修 <ul style="list-style-type: none"> ・美術館、博物館を支える人材の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 	
<p>◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無形文化財の伝承 <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な無形文化財に対する伝承者養成事業を実施するなど、支援対象者・事業を拡充 ● 民俗文化財の伝承・活用等 <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な文化財保存技術について伝承者養成事業を実施するなど、支援対象者・事業を拡充 ● 文化財保存技術の伝承等 <ul style="list-style-type: none"> ・文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 	

重点戦略3 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度～平成27年度
<p>◆ できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達の段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもへの文化芸術に関する機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・優れた舞台芸術の鑑賞、実技指導・ワークショップの実施 ・NPO法人等によるコーディネートの開始 ● 伝統音楽等の普及促進支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・実演家団体と教育関係者等が連携した取組の実施 ● 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化施策の一環として子どもが伝統文化や文化財に親しむ取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 	
<p>◆ 文化芸術に関する体験型ワークショップを通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校における芸術教育を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもへの文化芸術に関する機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・表現方法を用いた計画的・継続的なワークショップの実施 ・NPO法人等によるコーディネートの開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果の取りまとめ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・取組事例の収集と各地域への展開 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 	

重点戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度～平成27年度
文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災対策その他他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。	●文化財の保存修理等 ●文化財の防災施設の整備等		
文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。	●有形・無形文化財の公開・活用 ・登録有形文化財の活用整備補助の新規実施 ●文化庁主催の展覧会事業 ●文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業		
歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進や、文化財登録制度の活用等により、文化財保護の裾野の拡大を図る。	●歴史文化基本構想の普及促進 ・「歴史文化基本構想」普及促進事業 ●文化財登録制度の活用 ・登録有形文化財の活用整備補助の新規実施 ・文化財の登録の推進	・歴史文化基本構想の普及に向けた取組	
文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録(資料台帳)の整備を進めるとともに、その積極的な活用を図る。	●メディア芸術のデジタルアーカイブの推進 ・所在情報の収集 ●文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究 ・調査研究に着手 ●文化遺産オンライン構想	・デジタルデータを順次登録 ・所蔵作品の目録等を順次公開	

重点戦略5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度～平成27年度
文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。	《文化芸術資源を活用する取組の推進》 ●文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 ●「歴史文化基本構想」普及促進事業 ●文化遺産オンライン構想 ●文化芸術創造都市の推進 ・国内ネットワークの強化 ・モデル事業の実施	・歴史文化基本構想の普及に向けた取組 ・海外都市とのネットワーク化 ・モデル事業の効果を検証した上で発展的な事業展開を検討	
文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援するとともに、各地域における芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。	●劇場、音楽堂からの創造発信への支援 ・劇場、音楽堂の企画力・創造力及び海外発信力強化のための支援の充実 (我が国を代表する劇場、音楽堂、地域のリーダー的役割を担う劇場、音楽堂を支援) ●文化芸術の海外発信拠点の形成 ・アーティスト・イン・レジデンス等、国際文化交流の取組を支援	・施設の検証と検証を踏まえた事業の改善 ・施設の検証と検証を踏まえた事業の改善	
衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で、発掘・再興、連携・交流、発信の局面に応じた振興方策を講ずる。	●「くらしの文化」の振興 ・実態調査	・実態調査の後、振興方策の枠組を検討	

重点戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

重点的に取り組むべき施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度～平成27年度
◆ 舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ●舞台芸術の海外公演への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・海外における共同制作公演を新たに支援 ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 ●文化芸術の海外発信拠点の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・アーティスト・イン・レジデンス等、国際文化交流の取組を支援 ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 ●文化交流使の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 <p>《国際芸術交流への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化財海外交流展 		
◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加、各地域における特色ある国際文化交流の取組に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ●メディア芸術祭 <ul style="list-style-type: none"> ・メディア芸術祭に係る海外発信の強化 ●国際芸術フェスティバルへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜トリエンナーレへの支援 ・東京国際映画祭への支援 ・施策の検証と検証を踏まえ対象分野の拡大を含めた事業の改善 		
◆ 文化発信・交流の拠点として美術館、博物館や大学の活動・内容を充実する。	<p>《文化発信・交流拠点としての博物館・美術館等の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業 ●アジアの博物館・美術館交流事業 ●文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 		
◆ 海外の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な技術力を活用した国際協力を充実する。	<p>《文化財の国際協力の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化遺産保護国際貢献事業 等 		
◆ 将来的な東アジア共同体の構築も念頭に置き、東アジア芸術創造都市(仮称)や大学間交流における活動等、東アジア地域における文化芸術活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ●東アジア文化芸術会議 ●文化芸術の海外発信拠点の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・アーティスト・イン・レジデンス等、国際文化交流の取組を支援 ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 ●東アジア芸術創造都市(仮称) <ul style="list-style-type: none"> (実施に向けた検討) (関係各国との調整) (実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 ・施策の検証と検証を踏まえた事業の改善 	